平成２１年（フ）第１１５９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番166―108号
債務者　西森ユキヱ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６９号
神戸市須磨区西落合４丁目１番238―101号
債務者　池本明美こと　**袈**　福順
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７１号
神戸市中央区北本町通６丁目１番22―909号
松坂清方
債務者　平川　正明
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７２号
神戸市中央区北本町通６丁目１番22―909号
松坂清方
債務者　平川　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８３号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目12番13―203号、住民票上の住所神戸市北区山田町下谷上字二ツ樋３番地の２
債務者　平井　晋史
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁１番地101
債務者　座間味儀行
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
長崎県島原市上の原３丁目6613番地４
債務者　柴﨑　達泰
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
青森市大字泉野字内野19番地４　雇用促進住宅泉野宿舎４―106
債務者　坂本　光義
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
奈良県桜井市大字阿部679番地の２
債務者　山口　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５０２号
奈良市五条畑１丁目５番27―２号
債務者　武　　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５０５号
奈良市南紀寺町３丁目761番地の５
債務者　中西　敬隆
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
奈良県天理市指柳町167番地
債務者　家田　晴光
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
奈良市法華寺町897番地の２
債務者　田岡　洋志
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５５２号
奈良市法華寺町897番地の２
債務者　田岡　直子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５６６号
奈良市大安寺２丁目11番２―201号
債務者　福山貞子こと　蘇　　貞子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５６７号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目13番６号201号室
債務者　柏木　容子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５８６号
奈良市三条添川町２番13号　寿荘102号
債務者　小畑　　肇
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４４７号
青森県むつ市柳町３丁目13番50号　坂井アパート２号
債務者　八木田博幸
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係